

## 論点検討資料（市民自治推進の制度等）（案）

## 【条例素案（たたき台）】

## 第〇節 市民自治推進の制度等

## （総合計画）

第〇条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 執行機関は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会を確保するものとする。

3 執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、定期的にその進捗状況を市民に公表するなど、透明性を確保しながら適切に進行管理を行うものとする。

## （財政運営）

第〇条 市は、次の世代に大きな負担を残さない財政収支を十分考慮した予算編成に努め、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、毎年度の予算および決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

3 執行機関は、出資法人（市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人をいう。）に対し、その運営が健全に維持されるよう、適切な指導等を行うものとする。

## （説明責任）

第〇条 執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施および評価の各過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

## （要望等への対応）

第〇条 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するよう努めなければならない。

(行政手続)

第〇条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行うものとする。

(行政評価)

第〇条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施するものとする。この場合において、執行機関は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 執行機関は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業等に適切に反映するよう努めるものとする。

(外部監査)

第〇条 市長は、適正で効率的かつ効果的な市政運営を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、外部監査人と外部監査契約を締結し、外部監査を実施するものとする。

(行政組織の編成)

第〇条 執行機関は、市民に分かりやすく、機動的かつ効率的な市政運営が可能となるよう組織編成を行うとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。

(危機管理体制の整備等)

第〇条 市は、災害等の緊急時において、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制の整備を図るものとする。

2 市は、災害等の緊急時においては、その対策に必要な財政措置を速やかに講ずるものとする。

## 【市民委員会の提言】

### 3 市民主権と協働

#### ▪ 総合計画の位置付け

- ・行政は、総合計画の策定に当たって、あらゆるプロセスにおいて、市民が参加できる機会を充実させます。
- ・行政は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切な進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民に分かりやすく公表します。

### 4 行政の役割と責務

#### ▪ 行政組織の編成

- ・市長は、組織の編成に際し、個別の事案によっては、従来の縦割りの組織以外に、横断的に対応できる組織を作ることができます。

#### ▪ 要望・苦情への対応

- ・行政は、市民からの要望・苦情に対して、速やかに誠実に対応します。

#### ▪ 行政の説明責任

- ・行政は、市政運営に関する情報について、市民に分かりやすく説明します。

#### ▪ 安全安心の優先確保

- ・行政は、安全安心の優先確保のため、危機管理体制を整備します。また、災害時においては、迅速な財政支出を行うこととします。

#### ▪ 外部監査・行政評価

- ・行政は、別に条例で定めるところにより、外部監査を受け、その結果を公表します。
- ・行政は、効果的・効率的な市政運営を行うため、行政評価を実施します。評価の実施に当たっては、市民参加の手法を取り入れた外部評価を行い、公表します。

#### ▪ 財政運営

- ・行政は、プライマリーバランスを十分考慮した予算編成に努め、健全な財政運営を行います。
- ・行政は、予算、決算および財政状況を分かりやすく公表します。

## 【論 点】

### 1 どの項目を盛り込むのか

### 2 他市の自治基本条例に盛り込まれている項目

- ・ 総合計画
- ・ 財政運営
- ・ 説明責任
- ・ 要望等への対応
- ・ 行政手続
- ・ 行政評価
- ・ 外部監査
- ・ 行政組織の編成
- ・ 危機管理体制の整備
- ・ 法令遵守, 条例整備
- ・ 出資団体等
- ・ 政策法務

市政運営（全国23自治体の自治基本条例等との比較）

	川崎市	静岡市	札幌市	新潟市	豊田市	大和市	太田市	平塚市	三鷹市	帯広市	さぬき市	善通寺市	丸亀市	四日市市	吹田市	豊中市	伊賀市	名張市	文京区	上越市	石狩市	花巻市	二セコ町	小計	
総合計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	22	
財政運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	22	
説明責任		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22	
要望等への対応	○			○	○			○	○			○				○		○	○	○	○			○	
行政手続			○	○	○	○		○		○	○		○	○		○		○			○	○		○	14
行政評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	20
外部監査			○	○					※				○				○	※		○					5
行政組織の編成	○		○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○				○		○	16
危機管理体制の整備等							○		○	○						○		○		○	○			○	8
法令遵守・条例整備				○	○				○							○	○	○			○			○	8
出資団体等	○		○			○			○	○			○												6
その他		(各行政分野の基本方針等を定める条例の制定)	(公正で信頼の置ける行政運営の確保)		(条例の制定及び法令の活用)			(法令解釈等)	(政策法務)			(自治立法)				(政策法務)	(法務体制)	(法務政策)		(政策法務)	(行政改革)		(政策法務の推進)		

注) ○は該当, ※は内部監査のみ記載

【条文比較表（自治運営の基本的事項）】

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
自治運営の基本的事項（1）	<p>第5章 市政運営 (市政運営の基本原則)</p> <p>第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。</p> <p>(総合計画)</p> <p>第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。</p> <p>(情報共有及び説明責任)</p> <p>第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。</p> <p>2 前項の市議会及び市長等の保有</p>	<p>第3章 市政運営</p> <p>第1節 市政運営の基本原則 (市政運営)</p> <p>第13条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければならない。</p> <p>(1) 市民が広く参画のできる機会の確保に努めることにより市民の意思を市政に反映させること。</p> <p>(2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策及び事業の実施に当たっては、協働を図ること。</p> <p>(3) 市民に信頼される市政運営を進め、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより市民の権利利益の保護を図ること。</p> <p>(4) 施策及び事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において市民に分かりやすく説明すること。</p> <p>2 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用し、及び本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければならない。</p> <p>3 市は、組織について、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行うとともに、簡素で効率的なものにしなければならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第14条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、行財政改革に取り組むことにより財政の健全な運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化を図られるよう適切な財政政策を進めなければならない。</p> <p>3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>第8章 市政運営の原則 (行政手続)</p> <p>第22条 市長等は、行政処分等に関する手続を定めて、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</p> <p>2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(説明責任及び応答責任)</p> <p>第23条 市長等は、政策の立案、実施及び評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について市民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から提示された意見等に対し、速やかに回答するとともに、公表しなければならない。</p> <p>(総合計画)</p> <p>第24条 市は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p> <p>(組織)</p> <p>第25条 市長等は、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮するとともに、市民に分かりやすい組織の編成を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため常に見直しに努めなければならない。</p> <p>(財政の健全性の確保)</p> <p>第26条 市長は、健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。</p> <p>2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。</p> <p>(出資法人に対する指導等)</p> <p>第27条 市長等は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの</p>	<p>第5章 市政運営 (市の率先行動の基本原則)</p> <p>第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。</p> <p>(基本構想及び基本計画の位置付け等)</p> <p>第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。</p> <p>2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。</p> <p>(オンブズマン)</p> <p>第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。</p> <p>2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うことができる。</p> <p>3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。</p> <p>(職員及び組織)</p> <p>第20条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮</p>	<p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第3節 市長等</p> <p>第2款 行政運営等 (行政運営の基本等)</p> <p>第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。</p> <p>2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。</p> <p>(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</p> <p>(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。</p> <p>(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。</p> <p>(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。</p> <p>(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</p> <p>(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</p> <p>3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。</p> <p>4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限り、）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。</p> <p>(財政運営等)</p> <p>第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めま</p>	<p>第6章 行政の役割と責務</p> <p>第2節 行政運営の方針 (執行体制の整備)</p> <p>第46条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民に分かりやすく機能的かつ効率的な執行体制を整備するとともに、組織の横断的な調整を図らなければならない。</p> <p>(法務体制)</p> <p>第47条 市は、自主的で質の高い政策を実行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則等の整備を積極的に行なわなければならない。</p> <p>(職員政策)</p> <p>第48条 市長は、多様化する市民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。</p> <p>2 市は、職員が自己の能力を向上させることができるよう政策研究及び研修システムを充実させ、自己研鑽のための多様な機会の保障に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第49条 市の職員は、行政執行の公正を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為で、市民全体の利益など公益に反する恐れのある事実がある場合は、その事実を別に定める機関に通報することができる。</p> <p>2 前項に関することは、別に定める。</p> <p>(苦情等への対応)</p> <p>第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。</p> <p>3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p> <p>第3節 財務 (財政運営の基本方針)</p> <p>第51条 市長は、予算の編成及び執</p>

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
自治運営の基本的事項(2)	<p>する情報の公開の手續等については、別に条例で定める。 (個人情報保護)</p> <p>第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。</p> <p>2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手續等については、別に条例で定める。 (審議会等)</p> <p>第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手續について透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。</p> <p>4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。 (パブリックコメント)</p> <p>第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手續をとらなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の手續により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 第1項の手續及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。 (苦情処理等)</p> <p>第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったと</p>	<p>第2節 参画及び協働の仕組み (情報の公開等)</p> <p>第15条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)に定めるところにより市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図らなければならない。</p> <p>(1) 市が保有する公文書の公開に関すること。</p> <p>(2) 政策形成過程の情報の提供に関すること。</p> <p>(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関(以下「附属機関等」といいます。)の会議の公開に関すること。</p> <p>(4) 本市の出資法人及び指定管理者に係る情報の公開に関すること。 (附属機関等の委員の公募)</p> <p>第16条 市長等は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任するものとします。 (市民意見の提出)</p> <p>第17条 市長等は、新潟市市民意見提出手續条例(平成19年新潟市条例第71号)に定めるところにより政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の参画を促進するため、重要な政策の企画、立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表して市民の意見を求めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。</p> <p>2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。 (協働の推進)</p> <p>第19条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するものとします。</p>	<p>2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営が健全に維持されるよう必要な指導及び助言を行うものとする。 (行政評価)</p> <p>第28条 市長等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成に反映させなければならない。</p> <p>2 市長等は、行政評価の実施に当たって市民参画に努めるとともに、その結果を公表しなければならない。 (監査)</p> <p>第29条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとする。</p>	<p>されるよう努めなければならない。</p> <p>2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。 (適法・公正な市政運営)</p> <p>第21条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。 (政策法務)</p> <p>第22条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例並びに第13条第1項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。 (行政サービス提供の基本原則)</p> <p>第23条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。 (自治体経営)</p> <p>第24条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することに</p>	<p>す。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。</p> <p>3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。 (評価)</p> <p>第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。</p> <p>2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとし、します。</p> <p>3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。 (苦情、不服等に対する措置)</p> <p>第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を行う機関を置きます。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。</p>	<p>行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、中長期的な展望に立った自主的かつ健全な財政運営を行わなければならない。 (財政基盤の強化)</p> <p>第52条 市は、自主課税制度導入など、市民負担のあり方や市有財産の活用等を検討し、国及び県に対して税源の移譲を求めるとともに、市の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。 (予算編成、予算執行)</p> <p>第53条 市長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定しなければならない。 (財産管理)</p> <p>第54条 市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければならない。</p> <p>2 市長は、市の財産の保有状況についての情報を求められた場合は、速やかに公開しなければならない。 (財政状況の公表)</p> <p>第55条 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>第4節 評価 (行政評価)</p> <p>第56条 市は、総合計画等の重要な計画、予算、決算、事務内容等について評価を実施する。</p> <p>2 市は、前項の評価の結果を分かりやすく市民に公表し、政策及び事務執行に反映するものとする。</p> <p>3 前2項の評価は、常に最善の方法で行うよう改善に努めなければならない。</p>

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
自治運営の基本的事項(3)	<p>きは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。 (行政手続)</p> <p>第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 行政手続法(平成5年法律第88号)等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。 (評価)</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。 (外部監査)</p> <p>第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。 (政策法務)</p> <p>第27条 市議会及び市長等は、自主</p>	<p>2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談並びに研修を行う場及び機会の確保に努めるものとします。</p> <p>3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。</p> <p>第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み (法令遵守及び倫理の保持)</p> <p>第20条 市長等は、新潟市における法令遵守の推進等に関する条例(平成17年新潟市条例第73号)に定めるところにより職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護しなければならない。 (適正な行政手続の確保)</p> <p>第21条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例(平成9年新潟市条例第2号)その他の適正な行政手続の確保の仕組みを整備して、処分、行政指導、届出等の手続の適正化を図ることにより行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を推進しなければならない。 (市民の権利利益の保護)</p> <p>第22条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応しなければならない。</p> <p>2 市は、新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)に定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければならない。</p> <p>3 市長等は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関その他の不利益救済の仕組みを整備するものとします。 (行政評価等)</p> <p>第23条 市長等は、市政運営を効率</p>		<p>より、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。</p> <p>3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化を図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。 (行政評価)</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。 (監査)</p> <p>第26条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の 監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。 (出資団体等)</p> <p>第27条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。</p> <p>2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。</p> <p>3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べることができる。 (危機管理)</p> <p>第28条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関</p>		<p>(外部監査)</p> <p>第57条 市は、公平・公正で効率的な行政運営を確保するため、専門性及び独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施する。</p>



	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	三鷹市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
自治運営の基本的事項(4)	<p>的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</p> <p>(法令遵守)</p> <p>第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p>	<p>的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、及び市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施するものとします。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策、事業等に反映するよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、外郭団体(新潟市土地開発公社及び本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。以下同じです。)の円滑な運営及びこれに関連する市長等の事務事業の適正な執行を図るため、関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行わなければならない。</p> <p>(外部監査)</p> <p>第24条 市長等は、適正で、効果的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成11年新潟市条例第1号)に定めるところにより外部監査を実施しなければならない。</p>		<p>係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。</p>		